

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所を公職選挙法第48条の2第6項の読み替え規定による同法第39条の規定に基づき、次のとおり指定した。

令和8年1月27日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

| 期日前投票所 | 期日前投票所を設ける期間 |
|-----------|-------------------|
| さいたま市桜区役所 | 令和8年1月28日から2月7日まで |
| 土合支所 | 令和8年1月31日から2月7日まで |
| イオンモール与野 | 令和8年2月5日から2月7日まで |